

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年8月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第25号

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「別記様式」を「第1号様式」に改める。

第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

(標識の様式)

第3条 条例第8条第3項に規定する標識の様式は、第2号様式とする。

別記様式を第1号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式 (第3条関係)



備考 文字は白色、その他の部分は緑色又は焦げ茶色とする。

第2条 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「啓発活動」を「条例第10条第1項の規定による指導及び同条第2項の規定による勧告（以下「指導等」という。）、条例第11条の規定による命令並びに

条例第20条第1号の規定による過料の処分及び徴収（以下「命令等」という。）に改める。

第8条を第11条とし、第7条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（身分証明書）

第10条 条例第18条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、第3号様式とする。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（条例第12条に規定する別に定める期間）

第5条 条例第12条に規定する別に定める期間は、5日とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（指導員への委任）

第3条 市長は、指導等及び客引き行為等を行った者に対する命令等に係る事務を指導員に委任する。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の事務を自ら執行する。

第2号様式中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式（第10条関係）

第	号
身 分 証 明 書	
所 属	
職 名	
氏 名	
	年 月 日生
上記の者は、京都市客引き行為等の禁止等に関する条例第18条第1項の規定により立入調査又は質問を行う職員であることを証明します。	
年 月 日	
京都市長	印

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年9月1日から施行する。

(文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課)